

## 平成26年知内町議会第4回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成26年6月11日(水)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年6月11日(水) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成26年6月11日(水) 午前10時52分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博
5番	敦澤良子		

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長 (給食センター長)	上村政美
代表監査委員	大館光晴
	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成26年知内町議会第4回臨時会議事日程

(第1号)

平成26年6月11日(水)午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 2番、木村 一君 8番、吉田峰一君
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	専決処分承認を求めることについて
第4	議案第2号	平成26年度知内町一般会計補正予算(第3号)について
第5	議案第3号	木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事請負契約について
第6	議案第4号	チップパー機の購入について
第7	議案第5号	ホイルローダの購入について
第8	議案第6号	除雪ドーザの購入について
第9	報告第1号	平成25年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議長(伊藤政博)

平成26年第4回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
只今の出席議員数は、9人です。  
定足数に達していますので、平成26年知内町議会第4回臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木村一君及び8番、吉田峰一君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

---

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

改めまして、おはようございます。平成 26 年第 4 回知内町議会臨時会に議員の皆様には、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおりで、議案第 6 件と報告 1 件であります。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについてであります。4 月 26 日に尾刺地区で発生しました林野火災に伴い、予算に不足が見込まれることから、予算補正が必要となり、一般会計予算に 140 万 5 千円を追加する予算を専決処分したものであります。当該、林野火災による焼失面積は、26.6ha、被害額 4,200 万 7 千円、損害額 882 万円 2 千円となっております。焼失森林の所有者は、三井物産フォーレスト株式会社、北海殖産株式会社、知内町であります。なお、今後の対応等、詳細につきましては、第 2 回定例会で報告をさせていただきたいと思います。

次に議案第 2 号、平成 26 年度一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算に 2,613 万 1 千円を追加し、総額を 39 億 9,195 万 5 千円とするものであります。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金制度が実施されることに伴って、予算を追加するものであります。なお、申請手続は、7 月 1 日開始を予定しているところであります。

次に議案第 3 号は、木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事請負契約についてであります。本事業は、木質バイオマスボイラーをはじめチップサイロ・パネルヒーター・庁舎内配管設備等の工事について議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 4 号から第 6 号までは、いずれも物品の購入について、議会の議決を求めるものであり、議案第 4 号は、チップパー機の購入、議案第 5 号は、ホイールローダの購入、議案第 6 号は、除雪ドーザの購入であります。

報告第 1 号は、平成 25 年度知内町一般会計繰越明許費にかかる歳入歳出予算の繰越についてであります。新たな難視対策事業費補助事業助成金を含め 8 事業で総額 6 億 9,306 万 5 千円を次年度に繰越するものであります。

議案の内容につきましては、これから各担当から説明をさせますので、ご審議の上、承認・議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

● 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 3、議案第 1 号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページです。専決処分書。平成26年度知内町一般会計について。予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、平成26年度知内町一般会計補正予算（第2号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,582万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項消防費、2目災害対策費に140万5千円を追加し、1,754万5千円とするものです。内容は、去る4月26日発生 of 尾刺地区林野火災に伴い、3節職員手当等に職員の時間外手当として110万5千円、11節需用費に食料費等として30万円を追加するものです。

次に歳入を説明致しますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目地方交付税に140万5千円を追加し、19億3,120万4千円とするものです。内容は歳出補正に伴う財源として補正するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

今回の林野火災の防災用食料品等ということでもありますけれども、これと直接関係ないんですけれども、これに携わる消防団だとかいろいろ消防署員はもちろんでありますけれども、消防OBの活用というのは、どのようになっているのか。また、そのOBの体制というのは、今、どのような感じで整理されているのか。組織として。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今回の林野火災に伴って、出動要請かけておりますのは、通常と同様、消防職員、それから、消防団員ということで、中にはOBの方も自主的に現地に赴いてお手伝いをしてくれた方はおりますが、それらを特に今回、招集をかけたということは、聞いてはおりません。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

OBが現地に駆け付けたということでもありますけれども、我々もちょっと心配で現地に行ったんですけれども、どうやっても通行止めなんですよね、OBだから入れるかどうかのこの規制の問題あるんですか。

それと、もう1点。OBというのはやっぱり経験豊富なわけですよね、何十年も努めて退職するわけですから、まして、こういう林野火災になると、その経験も活かされる部分というのも多々あるんだろうと思うんですよね、それで、何とかそのOBの方もこういう緊急の場合、活動できるような体制を組んで、是非、消防団といっても、結構、若返ってしまったという感じもありますので、そういう部分を大いに活用しながら、今回のような大災害には要請をかける体制を組織するというのも1つの方法だと思いますので、OBもそういう感じで組織を組んでくれれば、気楽にお手伝いできるんだよなというお話もありましたので、是非、その辺を対応していただきたいと思います。

それと、さっきの話に戻るんですけれども、我々、議員というのは、その通行止めを突破できるんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副町長 (網野 真)

只今のご質問について、ご説明を申し上げます。まず、消防署員、あるいは、消防署員等のOBの活用ということでございますけれども、先ほど、総務企画課長からご説明を申し上げましたとおり、OBの中でも自主的に駆け付けて消火活動をお手伝いしてくださった方は、私も現地にいて、現にいらっしゃったということでもあります。それで、基本的には、消防署員並びに団員ということであろうかというふうに思います。それで、どうやっても、今回のように少し大規模になってきた場合にどうするかということ、それについては、広域消防ということもありますので、実は他署にも、あるいは、他団にも応援をかけた上で、この四町、署員・団員、都合がつくものについては、全て待機要員、署員については、待機要員を残して動員をかけたということがございます。それで、なおかつ手が足りない場合に、然らば、OBの活用をどうするか、これはいろいろな事故対応等の問題もありますので、これから、広域の中でも検討を要する事項かなということで、今のご意見については、広域の中でも少し議論をしていただくように働きかけをしてまいりたいなというふうに思っております。

それと、交通規制の関係でありますけれども、実は交通規制の中には入れた云々というのは、多分、消火活動に従事する関係、そういうようなこともあって、交通規制はあくまでも警察署の方でかけていますので、そういうことで入れる方、あるいは、入れない方ということでもありますので、議会議員の方々が気になって云々ということであっても、それを交通規制から中に入れるということにはならないかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎ 議長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

林野火災、サイレン鳴ってからすぐに現場に駆け付けたところでございますが、特に今回の林野火災で気の付いたところ、近隣町、構成町から消防車が来るんですね、

何の役にも立たない。そして、行ってすぐ、ヘリコプターでなきゃどうしようもないよということで、ヘリコプター要請しましたという話があったんですね、それから2時間20分ですよ、ヘリコプター来るまで。ヘリコプターが到着するまでの連携というのはどういうふうになっているんだろうか。お知らせいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。ヘリコプターの要請の関係だったんですけれども、大規模火災が発生するというので、防災ヘリを要請致しました。ただ、その防災ヘリがですね、函館市の林野火災の方に出動しておりまして、こちらに来る時間が少し遅れるということで確か17時前後にこちらに到着したんだということを聞いております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

3時頃なんですよ、要請したの。現場から我々の目の前で電話をかけて、とにかくヘリの要請を頼みますということで、どこにしたのかよく分からないけれども、ただ、途中で聞いているだけで、恵山でも林野火災があったと。だけれども、防災ヘリだけでなくて、こういうときにこそ自衛隊というのは頼めないんですか。問題はそこだと思う。たまたま風がある程度なかったからこれで良かったけれども、強風だったらですね、大変な事故だったんですよ。

それと、当日は対策本部というのはできたんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、ヘリの要請の関係なんですけれども、当初、現地の対策本部の方では、防災ヘリ出動要請をかけました。それで、当面、何とか対応できるだろうということで、自衛隊ヘリまでは要請をしませんでした。ただ、次の日、再燃をしましたときには、道の防災ヘリだけでは対応は難しいだろうということで、その際には、自衛隊ヘリの要請をしているところであります。

それと、対策本部の関係なんですけれども、15時29分に消防署に林野火災の通報が入りまして、そのあと、サイレン等鳴って、消防車が現地へ行ったんですけれども、町の防災担当の方もそれを聞きつけて16時には役場に詰めております。そのあと、防災ヘリの対応などで、ヘリポートの確保等もありますので、職員を招集して、その辺、対応したところであります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

ご説明致します。対策本部の設置ということでありますけれども、厳密に対策本部という形での設置は今回することはありませんでした。それで、実はこの点につきましては、実は町長と私の方でも、私の方で前段5月9日に消防本部の方に出向き、更に町長と私が6月3日に広域の管理者の方に出向いて、実は今回の火災の関係の検証をしっかりとしなければならないということの中で、実は、一番大きなところは、林野火災の対応マニュアル、こういうようなものが実は広域の中ではきちんと整備されて

いないということがあります。それで、この辺の整備の要請、さらには、現地の指揮本部、実際には本部という名称は使っておりませんが、現地に消防長並びに消防署長を中心にして指揮する部門があった。それと、役場の中に後方支援する形での組織というか、本部という位置づけはしてございませんけれども、そういう対応をするところを用意していた。そういう中で、それぞれが連携をしながら、物資の調達、あるいは、手配、そういうようなことをしてきたわけですが、それが必ずしも連携が十分だったかということと、それと、本部という位置づけをしていない中で、機能的なものが十分だったかという反省がございます。それで、今後については、これらのものもしっかりマニュアルの中で整備しながら、機動的に動ける体制を構築すべきではないかということで、今、その内容について、広域の中でも、さらには私どもとしても今、検討しているところでありますので、その点については、反省は残るところであります。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

最終的にはその辺を聞いたかった部分なんですけど、ただ、今回の火災の現場を見てですね、まず、消防団の人たちというのは、署員が先頭になって、消防団がその後ろを付いて歩いたというのは確かにそうなんです。ただ、消防署にマニュアルというの本当にないなと思ったのは、何やっているか分からないのね、現場にホースが届かないとか何とかというような感じで、そして、10リットルか15リットルのタンクを背負ってですよ、こんなホースでこんなことをやって、消えるわけないって。これがまず、本当に消防署の仕事なのかとすごく疑義を感じたところ。

それと、もう1つですね、消防団で消防車の持っている団があるのですが、署員の指示も、現場で誰が指揮者なのか、ちょっと分からない部分、1人で普通、消防車というのは、2人以上乗って消防車が出動するのが普通、原則だと思うんですよ。1人で行って山にこの段差だったら上がれるからということで、これ一体、どうなっているのか、指揮系統とか。その団の統制というのかね、その辺、どうなっているのか、非常に今回はいろいろ感じされたところがございます。

ただ、問題は、1つ対策本部があるのかと聞いたのはですね、鎮火しましたと防災無線で言った6時間後にまた燃えたんですよ。鎮火しましたということは、結局、消防署の署長の責任なのかということで、結構、町民の間でもこの話出ました。だから、対策本部というのができたのかということ聞いたのはそこなんです。これ今でもこの話はまだくすぶっているところなんです。鎮火から更に2日間延びたべと、この責任、誰取るのよと。私は責任、誰取れということではなくて、きちんとやっばりそういう大規模火災だったら、火災でも何でも、事故のときにはきちんとした対策本部というのを作ってですね、指揮系統だとか、責任系統だとか、そういうものをやっばり当然取るべきだと思うのですが、町長の考え。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、3番議員からのご指摘のとおりであります。私も現地に出向いて感じたことは、今、議員が言われるとおりであります。同じ思いでありますので、先般、今、副町長からも話がありましたように、私も広域に出向いて、その辺は話をさせてもらいまし

た。ただ、残念ながら、今回の林野火災、最初の段階で食い止められておけば、6 h a で済んだ火災なんですよね、それが1つのやっぱり誤りというか、鎮火、そして、撤収をさせた責任というのは、誰が追うんだということも私なりの話をさせてもらいました。そんなことが今、副町長から前段、説明をさせてもらいましたけれども、今、本部として、こういう単独の要するに火災ではなくて、広域で要請をした場合の指揮系統というのは、どういうことが一番欠けていたのかということも今、私なりに本部の方に管理者、そして、消防長に話をさせていただいて、今、内部で検討をしているということでもあります。そんなことから、先ほどちょっと前段の説明の中で、6月定例会の際にその辺をとすることは、今、ちょっとまだ詰め切っていなかったものですから、その辺をきちんと精査した中で、当然、再燃焼を防ぐための要綱づくり、それから、林野火災のマニュアル、これは残念ながら、うちの署もなかったし、広域としても整備されていないということでもあります。ですから、私と副町長が出向いたときには、全国でマニュアルを持っているものがもうネットで出てくるんですね、そんなことも今、参考にとということで、コピーをして持って行って、こういうことがどうして本部としてやってもらえないんですかということまで言わせてもらっています。ですから、今回、まさしく今、現地の災害対策本部、そして、うちらが後方支援ということで町の対策本部、この連携がきちんとできていれば、再燃焼まできっと防げた事案なんだろうということを反省を踏まえた中で、再度、万が一、発生した場合の対応、スムーズに対応できるような今、体制を整えべく、今、協議をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、先ほど関連で、1番議員からOBの活用ということも今、ご指摘をいただきました。当然、自主的な参加という形に現状ではなっておりますので、その辺も含めながら、今、再度、協議をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 平成26年度知内町一般会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第2号、『平成26年度知内町一般会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。



総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、平成26年度知内町一般会計補正予算（第3号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,195万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に2,613万1千円を追加し、9,525万9千円とするものです。内容は平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、給付されることとなった臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に伴う事務費として3節職員手当等から14節使用料及び賃借料まで、合わせて243万1千円。19節負担金補助及び交付金に臨時福祉給付金として1,850万円、子育て世帯臨時特例給付金として520万円を追加するものです。なお、財源につきましては、全て国庫補助金となります。また、給付対象者、給付額等、詳細につきましては、説明資料見だしナンバー2、生活福祉課資料をご参照いただきたいと思います。

次に歳入を説明致しますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に2,613万1千円を追加し、2,700万6千円とするものです。内容は臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業にかかる補助金として、事務費を含めまして、合わせて2,613万1千円を追加するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

単純な質問なんですけれども、事務費243万1千円ありますけれども、この算定方法というのは、国の基準に則ってやるものなんですか。各町村同じだということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。これは各町村ですね、それぞれ世帯数、対象者違いますので、それぞれ各町村で国の方に補助申請をしまして、事務費をいただくことになっています。ですから、各町村まちまちです。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それは分かりますけれども、基準の算定方法なんです。それが要するに基準的な算定方法があって、それで、今、課長が言われるように、それぞれ人数的なものだとか

いろいろあると思うので、それに則って、あくまでも出していく数字なのかという。これが例えば、今のケースで木古内町が算定した場合、全く同じ数字になるということで理解していいのかという。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。それぞれ町村が違いますので、算定基準というのは、国の基準はありません。各町から申請をしまして、国から補助が決定するということですので、例えば、職員手当だとか、携わる人が違いますので、それはうちの町から算定をしまして町が申請したものですから、そういう形になりますので、うちの町から国に申請する、それぞれ町が例えば、それぞれ今、言ったとおり、携わる人数が違いますし、それから、システム等ですね、それも例えば、委託する会社が違いますので、それぞれまちまちということでご理解願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事請負契約について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第3号、『木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事請負契約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第3号、木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事請負契約について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、1億4,148万円。4、契約の相

手方、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房・岡田商会特定建設工事共同企業体、代表者、池田暖房工業株式会社函館支店、支店長、杉本辰。構成員、株式会社岡田商会、代表取締役、岡田敬司。5、工期、契約の日から平成26年11月28日。

工事概要について、資料で説明致しますので、総務企画課資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

木質バイオマスボイラー施設・庁舎暖房改修機械設備工事の工事概要であります。木質バイオマスボイラーにつきましては、360KW、チップサイロ及び供給装置につきましては、容量が40m<sup>3</sup>、そのほか温水用パネルヒーター及びファンコンベクター、庁舎内温水配管設置等であります。入札月日につきましては、平成26年5月30日、仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通し願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今回の入札の時点で、業者が5つ指名業者がいたわけですね、だけれども、5社の中で3社が辞退してしまっているということなんですけれども、これはどうしてなのか。お知らせいただきたい。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

入札の前に辞退届というのが出てきております。その辞退届の理由はですね、業務多忙につき配置技術者が困難というようなことで出てきてございます。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

それぞれ競争をするために指名業者5社を選定したんだろうと思うんだけど、3社辞退したら、2社だけでやるという論理というのはどうなんだろうね。辞退したら辞退したなりにまたどこか別なところ2社なり、3社なり選定すべきと思うんですけども。その辺の考え方。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

私も当町におきましては、入札前に指名業者というのは発表してございません。ですから、入札時点まで入札参加業者につきましては、何社の指名か、どこが指名されているかということは公開されておりませんので、入札に参加する時点では、競争入札の正確は保たれているというふうに判断しております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

入札の当日、まだ辞退をしてくる業者というのは分からないということかい。それ

だったら、2社よりなかったら、後でまた選定の余裕があるからということで延ばすことできない。そういうふうによればですよ、今回の2社でやって、最終的に落札されて99.23%ですよ。ちょっと考えられない数字だと思うんですけども、99.なんぼと今、いろいろな要素があつてこういうふうになったんだろうと思うけれども、もう少し選定があと2社なり3社なり増やすことによって、これがまだまだある程度、低価格ができたのかなとこういう考え方を持ったんですけども、ただ、1つ、私、勉強不足かもしれません。教えていただきたい。入札書比較価格、さらには、低入札調査基準比較価格、予定価格、この3つの関連はどういうふうになるんですか。説明いただきたい。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、入札書比較価格というのは、税を抜いた価格でございます。それと、低入札調査基準比較価格、これは国土交通省で示された基準があるのですが、この金額以下ですと、品質の保たれた工事はできないだろうという判断をされる金額でございます。それと予定価格につきましては、税込みの価格でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

もう1つはですね、最低制限価格というのは。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

当町におきましては、最低制限価格というのは設けてございません。最低制限価格というのはですね、その価格以下で入札した場合に即刻、すみません、ちょっと訂正よろしいでしょうか。契約一覧表の方にですね、低入札調査基準比較価格というのがございますが、この一覧表の記載に誤りがございます。以前はこの低入札調査価格をもって入札をしてございます。これにつきましては、この価格以下で入れた場合に品質が保たれる工事ができるかどうかという調査を設ける価格なのですが、2年ほど前からこれは廃止致しまして、最低制限価格を当町では採用しております。この最低制限価格というのは、その価格以下で入札投函した場合には、即刻失格という価格でございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

ちょっと確認しますが、今、訂正したというのは、その国の基準内で収めるという、その低入札調査基準比較価格というのは、今、こういうことはやっていませんと言った。最低制限価格という表現の仕方でやっているということの認識でいいの。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

そのとおりでございます。最低制限価格でやってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

( 休憩 午前10時36分 )

( 再開 午前10時37分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

確認なんですけれども、予算調べの中で、バイオマス概要関連事業ということで、3億850万円あるんですけれども、今回でこの入札の内訳の中では、建屋ですか、5千万円以下ですので、4千万円ということで、今回、載ってきませんけれども、総額でこの3億という数字は、今回でクリアするのか、今、これからチップだとか出てきますけれども、クリアするのかと、それと節であれなんですけれども、ボイラー、スイス製ということで、多分、この中に入っていると思うんですけれども、ボイラーとサイロで7,566万円事業費みえています。例えば、そのボイラー、スイス製、どのくらいの価格でというのはわかるわけないよね、総体ですから。これというのは、そのボイラーをあくまでも限定するというこでの入札をしているという考えでいいですか。スイス製。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

( 休憩 午前10時38分 )

( 再開 午前10時39分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明を致します。ボイラーにつきましては、設計の中でスイス製のもので図面等は記載しておりまして、機能も謳っておりますが、実際、納入する場合についてのメーカー等は特に指定はしてございません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

もう一度、補足説明致します。入札に当たって、機能はですね、こういう360KWの出力を出す機能のものということで、機能は指定してございますが、メーカーについては、特に指定はしてございませんということでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

このシュミットというのは何ですか。スイス製、シュミット。スイス製のメーカー。じゃあ、メーカー指定しているんじゃないの。

◎ 議 長 (伊藤政博)

三原林政係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

ご説明致します。絵を書いて発注する必要があります。その絵を書くためには、あ

る機種を想定しないと絵を書けない。それはボイラーの機種によって大きさも違ったり、配管の仕方も違ったりする。ですので、何かしらの機種を想定した発注をしております。その発注の機種につきましては、道内の導入実績ですとか、価格ですとか、メンテナンスの体制ですとか、そういったものを検討した上で、ある機種を選定して、絵を書いているという発注の方法です、実際にどの機種を受託した業者が納品するか、それは承認願なり、そういった手続の中で決定していきますけれども、あくまでも、絵は今、スイス製のもので書いているという状況です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっとピンと来る人いないの。要は今はいくまでも立場とすれば、このシュミットで絵を書いたけれども、配管だとかいろいろな件もあるから、それで入札かけて、この機械だとはいっていないけれども、これから入札終わったわけで、あと協議の段階でその町が意図しているスイス製のシュミットを入れるということで理解していいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

三原林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明します。町としてはその仕様、こういった出力を持っていて、こういう能力を有している、そういう機種を仕様を示しているだけでありまして、受託した企業が同様の性能を持っているボイラー、スイスでない、同様の機能を持っているボイラーをどうしても採用したいということであれば、絵を書き直したりする作業は必要ですけれども、それを拒むものではないと考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

単純に町が指定して、その機械で入札をかけるということではできるのか、できないのか、1 点。そして、その受ける側もだいたい想定はしているんだと思うんですよね、この機械だろうという想定はしているんだろうけれども、万が一、想定外の機械も要するに似通ったものがあれば、それが入っても町は文句を言えないということですか。何か今までの要するにボイラーの進め方に関しては、もうこれしかないんだという感じの我々へのアピールだったと思うんですよね、正直なところ。それが要するに入札段階では、そういう町がまず、さっき言った、できるのか、できないのか。指名することができないがゆえにこういう手法を取っているのか、どうなんですか。ずばっとそれ指名できないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

三原林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明します。機種をメーカーまでですね、はっきりと指定するというのはそぐわないという判断をして、あくまでも仕様で設計条件を示したという考えであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前 10 時 44 分 ）

( 再開 午前10時50分 )

◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

すみません、単純に私の聞いたかったのは、1億3千万円で落札したのはいいんですけども、この概要の中のですね、1階ボイラー、チップ、サイロだとか、そのスイス製のボイラーだとかあるんですけども、7,500万円だとか、どこまでの範囲ですか、これ入札ではボイラー、サイロ、設備配管工事と入っているんですけども、持っていますか、予算調べ、当初予算、このボイラーとサイロで40m<sup>3</sup>の7,500万円、事業費ね、そして、1階のボイラー、チップ、サイロ、受信、発電、配管とあって、1億2,200万円あるんですけども、この今、入札したこのボイラー、サイロというのは、どの範ちゅうまでですか、範囲は。

◎ 議長(伊藤政博)

三原林政係長。

◎ 林政係長(三原知明)

ご説明します。予算調べの中では、ボイラー設備・サイロ設備で1項目、それから、庁舎の暖房改修関係で1項目という打ち出し方をさせていただいていましたけれども、今回の1億4千万円の請負はですね、それを合計したもの、ただ、建屋が役場裏に建ちますので、その建屋分の工事を除いたものです。以上です。

◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

ご説明致します。今、林政係長の方からも申しましたけれども、予算説明資料の方では、ボイラー・サイロ設置がまず1項目、それから、建屋と庁舎の配管の改修・暖房機器設置が1項目になっていましたが、その2項目を合わせた形で、今回、発注していますけれども、この2項目のうち、建屋だけはですね、そこの庁舎の裏の方に建てる予定なんです、今、現在、プールの工事施工しております、そこに他の業者を入れて建設工事をやるといって、なかなか支障が出るものですから、建屋だけにつきましては、これから別立てに致しまして、随契で発注をすることとしております。要するに今、プールの建設をしておりますので。

◎ 議長(伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

今、言っているのは、これ見て言っているの。同じ資料。

◎ 議長(伊藤政博)

暫時休憩します。

( 休憩 午前10時53分 )

( 再開 午前10時56分 )

◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

三原林政係長。

◎ 林政係長(三原知明)

ご説明致します。当時の資料、当時と言いますか、予算資料の中では、7, 566万円と1億2, 204万円、この2つが役場裏に作りますボイラー関連施設、それから、庁舎の配管改修、暖房パネルの改修の費用であります。これらを合わせたものから、先ほど申しましたボイラーサイロの建屋を除いたものが今の契約承認で上げさせていただいているものです。合わせまして、この3番、建屋200㎡、4, 130万円というものがございますけれども、これはチップ工場の方の建屋の金額になっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今の係長の説明でいいますと、庁舎内温水配管ということは、3月の予算委員会の説明資料、1億2, 200万円に含まれているということで理解してよろしいのですか。そうしますと、予算委員会のとときに庁舎内のこれは道補助はないんですけども、ボイラーに関しては、道補助が7, 300万円くらい付くという形、そして、この見積りの中で該当する金額といったらある程度出せるんですか、道補助の金額ってわかるんですか、ある程度、予算的な部分で。

◎ 議長（伊藤政博）

三原林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。おっしゃるとおり建屋の方で1億2千某の方には道補助は入っておりませんので、ボイラー・サイロ、それにつきまして、7, 373万3千円の道補助金が入っております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そうしますと、変な言い方になりますけれども、ある程度の金額の明細ですね、温水パネル、それから、庁舎内温水配管という項目別のある程度の見積金額出しているんですか。もし、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今回、入札を行いましたものにつきましては、当然、積算書ございます。積算書の中では、それぞれ額はございますけれども、入札につきましては、それを一括全部含めた中での入札でございますので、どちらかというところに入札額の比率で出すしかないのかなとは思いますが、積算の上での設計額の上でのそれぞれの額はございますが、入札額でのそれぞれの額とはそういうことでの一括での入札になりますので、そういうことをご理解いただければと。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっとそれはわかるんですけども、ある程度、やっぱりお知らせ願えないとはわかりました。でも、ある程度、内部ではそういうきちんとしたある程度の金額は、課長の説明で出しているということで理解してよろしいんですね。



◎ 議 長（伊藤政博）

関連ですか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

簡単にしゃべって簡単に理解されると、こっちだって逆に理解できないんだけど、言っていることは、工事全体でこのくらいの予算ですよと、入札価格そのものはまずはいいいですよ。工事全体のこの価格、例えば、ボイラーはいくら、配管工事はいくら、建屋にはいくらとこういう項目全部あるでしょう、それを出していただきたいということを言っているんですよ。そして、それに対して、最終的に入札の結果がこういうふうになりましたということで、あと我々が判断すればいいだけでしょ。

◎ 議 長（伊藤政博）

関連ですか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと取り方違うのかもかもしれませんが、道補助入っていますよね、要するにボイラー室、建屋には道補助入っていないで、事業費過疎債使って1億2,200万円ということなんです。だから、ボイラーとサイロ、さっき聞いていたのは、道の補助金がちょっと気になって、7番議員言ったんですけども、総体で入札して、道補助がボイラーとサイロの事業費で7,566万円に対して、道補助が7,300万円と査定しているわけですよ、だから、結果として、入札結果出たら、道補助も変わってくるわけですよ、だから、その結果は、7番議員さんが言われるように、積算根拠の中で取って行って道補助を決めるのかということところが自分のちょっと同じ意見かどうかわかりませんが。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時33分 ）

（ 再開 午前10時34分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

細かい数字の部分は別にして、結論から申し上げますと、今回、木質バイオマスボイラーとチップサイロの部分については、100%補助という形になってございます。それで、今、私の手元に細かい数字の部分がないんですけども、実は設計金額が100%補助、補助というのが、もう頭打ち上限額を超えての設計金額でございますから、今回、入札執行して結局、落札率云々ということがあったんですけども、結局、補助の上限額を落札額がこの対象経費の落札額を上回っているという状態でございますから、補助内定をもらっている分の金額に影響はないということでございます。結果だけ申し上げますとそうなります。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午前10時36分 ）

（ 再開 午前10時39分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第4号 チッパー機の購入について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第4号、『チッパー機の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第4号、チッパー機の購入について。

次のとおりチッパー機を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記、1、物品名、チッパー機。2、購入価格、3,726万円。3、購入先、札幌市西区発寒15条12丁目1番20号、大成実業株式会社、代表取締役、光成広志。4、納入期限、契約の日から平成26年9月30日。

なお、事業概要につきましては、資料で説明致しますので、総務企画課資料、2ページをお開きください。

チッパー機の事業概要であります。チップタイプは切削型、処理口径は360mm、処理能力は1時間あたり60m<sup>3</sup>、動力はエンジン式であります。入札月日は、平成26年5月30日、仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては、そこに記載のとおりですので、お目通しを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。7番、谷口君。

### ◎ 7番(谷口康之)

また今、同じようなことになるんですけども、当初予算の部分では、6,400万円、ホイールローダ込みになっていますよね。今回、チッパー機は3,700万円、その中で言いますと、当初予算では、道補助が6,400万円のうち3,135万円出ているんですけども、ここで言いますと、これが別々になっている分なんですけれども、その辺の内訳というのはどういう形なんですか。あくまでも、その2つ対象になるという形。さっき、副町長言いましたように、100%補助のマックスの上限

金額って決まっているんですか。その辺、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

三原林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。今回、議会承認お願いしておりますチッパー機とホイルローダ、ホイルローダこれからご説明ですけれども、これにつきましては、2分の1の補助という国の補助金制度を活用しております。これらにつきましても、予定事業でお示している6,400万円の備品購入費、総額の中に組み込まれた備品購入事業であります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第4号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 ホイルローダの購入について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第5号、『ホイルローダの購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第5号、ホイルローダの購入について。

次のとおりホイルローダを購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記、1、物品名、ホイルローダ。2、購入価格、939万6千円。3、購入先、北斗市七重浜8丁目5番23号、日立建機日本株式会社函館西営業所、営業所長、高橋仁。4、納入期限、契約の日から平成26年9月30日。

事業概要につきましては、資料で説明致しますので、総務企画課3ページをお開きいただきたいと思います。

ホイルローダの事業概要であります。8t級車輪式、1.3m<sup>3</sup>のバケット及びフォークバケット付であります。これには、簡易着脱装置が付いてございます。入札月日は、平成26年5月30日。仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第5号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 除雪ドーザの購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第6号、『除雪ドーザの購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第6号、除雪ドーザの購入について。

次のとおり除雪ドーザを購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

説明資料でご説明致します。見だし3をお開きください。

物品名、除雪ドーザでございます。11t級車輪式、マルチプラウ着脱装置付。入札月日、平成26年5月30日。仮契約金額、1,380万2,400円。購入先、契約の相手方は、北斗市開発209番地の17、コマツ建機販売株式会社、北海道カンパニー函館支店、支店長、高田靖久でございます。指名業者は、コマツ建機販売以下6社でございます。

議案に戻っていただきまして、記の4番、納入期限と致しまして、契約の日から平成26年11月30日でございます。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません、これも事務的なことでちょっとあれなんですけれども、予定価格なんです。この条件、ドーザの11tだとか、概要ありますよね、入札の中で。例えば、マルチプラウだとか、簡易脱着だとか条件付いていますよね、この条件で、ちょっとネット見ていたんです。そうすると、新潟で多分、同じような機械だと思うんですけども、落札が1,200万円、それで、もう1件、水上町というところで1,300万円やっているんですけども、ただ、予定価格なんです。気になるのはね。予定価格が新潟では1,300万円なんですよ、そのもう1つの方は、1,700万円。

そして、今回、うちでは2千万円ですか。それで落札率68%、この入札価格というのは、同じメーカーの機械でもこんなにも差、あちこちで出るものなんですか。ある程度、定価というものがあつて、それにぼつてどうのこうのという予定価格じゃないですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

予定価格についてご説明致します。通常の工事ですと、予定価格算出に積算基準等あるんですが、このような物品に関しましては、通常、見積りでの予定価格でございます。今回、予算書作成に当たって、数社のメーカーから見積り徴収の上、最低価格を予定価格にしてございます。それで、各社、入札結果、随分安くなったんですが、これにつきましては、恐らく競争原理が働いたものというふうに認識しております。それと、同じ機種によつてもですね、値段が実際、北海道内でも違つて来ます。これにつきましては、取り扱つて居る販売店の力の入れ方だとか、あと、工場からの運搬等によつて違つて来るといふふうに理解しております。仕様に関しましては、補助対象の物品なので、少なくとも北海道においては、みんな同一といふふうに考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

あくまでもこれ見た目の客観的なものしかないんですね、要するに予定価格が高いとこうやつて落札率かなり低くなるわけですよ、これが例えば、1,300万円の予定価格が入れば90%とかになるわけでしょう。確かに見積りでのどうのこうのというのはわかるんだけど、聞いてもどうもならないと思ふんだけど、もう少しこれ全国的なものあるわけだから、こつちはこつちでその見積り云々ではなくて、ある程度、全国的な調べの中で、もう少し予定価格を下げるとか、そういうことはできない、あくまでも見積りに添つてといふことなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

やはり地域、地域で値段は違つて来るといふふうに理解はしておりますので、本州の価格と北海道知内町で購入する価格については、おのずと違つて来ると思つています。ですから、現段階におきましては、結果、随分、落札率が低くなつてございますが、見積り対応をせざるを得ないといふふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第6号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 平成25年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、報告第1号、『平成25年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

報告第1号、平成25年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度知内町一般会計繰越明許費にかかる歳入歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きいただきたいと思います。

今回の繰越につきましては、国の追加補正予算事業等にかかわるものでありまして、2款総務費、1項総務管理費、新たな難視対策事業費補助事業助成金として3,596万5千円、矢越山荘建設工事として8,907万円。

6款農林水産業費、1項農業費、道営農業農村整備事業で1,462万9千円。8款土木費、1項道路橋梁費で、道路ストック総点検委託で450万円、橋梁点検委託で770万円、柳橋補修工事で1,230万円。

9款1項消防費で、消防救急デジタル無線整備事業で8,493万6千円。

10款教育費、7項保健体育費で、町民プール及び子ども交流センター建設事業で、4億4,396万5千円。

以上、8事業の事業費全てを26年度へ繰り越して事業を実施するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長(伊藤政博)

報告の案件でございますが、質疑があれば特に許したいと思いますが、質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

---

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成26年知内町議会第4回臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

( 閉会 午前10時52分 )